



熊本県公報

号外 第17号
令和4年(2022年)
3月30日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 1
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… (") 2
- 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則… (") 6
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 6

登 載 依 頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表本庁の表知事部局の項中「危機管理監 情報政策審議監」を「危機管理監」に、「政策調整監 情報企画監」を「政策調整監」に、「危機管理防災企画監」を「危機管理防災企画監 情報技術専門監」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表市町村の表宇城市の部市長部局の款本庁(会計課を含む。)の項中「政策審議員 人事係長 組織給与係長」を「政策審議員 人事給与係長」に改め、同表阿蘇市の部市長課長補佐(会計課を含む。)の項中「審議員 課長補佐」を「審議員 総務課長補佐 企画財政課課長補佐」に改め、同表支所の項中「審議員 次長」を「審議員」に改め、同表阿蘇市の部教育委員会事務局の項中「審議員 課長補佐」を「審議員」に改め、同表阿蘇市の部選挙管理委員会事務局の款中「局長 次長」を「局長」に改め、同表阿蘇市の部監査委員事務局の款中「局長 次長」を「局長」に改め、同表阿蘇市の部農業委員会事務局の款中「局長 次長」を「局長」に改め、同表合志市の部市長部局の款本庁(会計課を含む。)の項中「政策監 技監」を「政策監」に改め、同表長洲町の部教育委員会の款事務局の項中「課長」を「課長 中学校統合推進室長」に改め、同表小国町の部町長部局の款を次のように改める。

町長部局	本庁(税務会計課を含む。) 保育園	会計管理者 課長 審議員 園長
------	----------------------	--------------------

同表小国町の部教育委員会の款事務局の項中「局長 次長」を「局長」に改め、同表湯前町の部を次のように改める。

湯前町	議会事務局		局長
	町長部局（会計室を含む。）		会計管理者 課長 室長
	教育委員会	事務局 学校給食共同調理場 中学校 小学校	課長 場長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長

別表一部事務組合の表中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務局の款地方出先機関の項中「福祉総合相談所課長」を「福祉総合相談所課長 食肉衛生検査所課長」に、「高等技術専門校事務局長及び課長」を「高等技術専門校課長」に、「家畜保健衛生所課長」を「保健環境科学研究所次長及び課長」に、「保健環境科学研究所次長及び課長」を「保健環境科学研究所次長及び課長」に、「高等技術専門校副校長」を「高等技術専門校副校長及び事務長」に、「復興事務所課長」を「復興事務所課長及び課長」に、「港管理事務所課長」を「港管理事務所課長」に、「政策調整監 首席専門員」を「政策調整監」に改め、同表6級の部知事の事務局の項中「自動車税事務所課長」を「自動車税事務所課長及び首席税務専門員」に、「産業技術センター次長」を「産業技術センター次長」に改め、同表7級の部知事の事務局の項中「畜保健衛生所課長」を「畜保健衛生所課長及び課長」に改め、同表備考第4項中「及び畜保健衛生所課長」を「及び畜保健衛生所課長」に改め、同表備考第6項中「、県央広域本部熊本土木事務所次長」に改める。

別表第1の4医療職給料表（1）4級の部知事の事務局の款本庁の項中「部付 首席医療審議員」を「部付」に改める。

別表第1の5医療職給料表（2）3級の部知事の事務局の款こども総合療育センターの項中「リハビリテーション長」を「リハビリテーション長 療育長」に改める。

別表第1の6医療職給料表（3）3級の部知事の事務局の款広域本部の項の次に次のように加える。

こども総合療育センター	療育長
-------------	-----

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務局の部共通の款本庁の項中「首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）」を「首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。） 医監」に、「首席審議員（区分3種のものを除く。） 首席医療審議員」を「首席審議員（区分3種のものを除く。）」に、「審議員 首席専門員」を「審議員」に改め、同部企画振興部の項中「情報政策審議監」を「部付」に改め、同部健康福祉部の項中「八代児童相談所次長」を「八代児童相談所次長」に改め、同部商工労働部の項中「産業技術センター次長」

区分7種のものを除く。)」を「産業技術センター所長」に、「産業技術センター次長(人事委員会が定めるものに限る。)」を「産業技術センター次長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則(昭和36年熊本県人事委員会規則第20号)
 の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
	円	円
1年未満	368,800	45,000
1年以上2年未満	368,800	45,000
2年以上3年未満	368,800	45,000
3年以上4年未満	368,800	45,000
4年以上5年未満	368,800	45,000
5年以上6年未満	368,800	45,000
6年以上7年未満	368,800	45,000
7年以上8年未満	368,800	45,000
8年以上9年未満	368,800	45,000
9年以上10年未満	368,800	45,000
10年以上11年未満	368,800	37,500
11年以上12年未満	368,800	30,000
12年以上13年未満	368,800	22,500
13年以上14年未満	368,800	15,000
14年以上15年未満	368,800	7,500
15年以上16年未満	368,800	
16年以上17年未満	364,800	
17年以上18年未満	360,800	
18年以上19年未満	356,800	
19年以上20年未満	352,800	
20年以上21年未満	348,800	
21年以上22年未満	331,900	
22年以上23年未満	314,700	
23年以上24年未満	298,000	
24年以上25年未満	281,100	
25年以上26年未満	264,200	
26年以上27年未満	243,400	
27年以上28年未満	223,000	
28年以上29年未満	202,600	
29年以上30年未満	181,800	
30年以上31年未満	159,900	
31年以上32年未満	138,000	
32年以上33年未満	116,300	
33年以上34年未満	84,400	
34年以上35年未満	54,600	

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条」を「第34条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（ウ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「第28条第2号イ」を「第28条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第2号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第8号中「第11条関係」の次に「及び第16条関係第2項第5号」を加え、「第16条関係第2項第1号及び第4号」を「第16条関係第2項第1号、第4号及び第5号」に、「第17条の3関係第1項第2号」を「第17条の3関係第2項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。